

株主の皆様へ

大阪府中央区備後町二丁目2番1号
株式会社 **りそなホールディングス**
取締役兼代表執行役会長 細谷 英二

第8期定時株主総会招集のご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成21年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面（議決権行使書）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

1. インターネットによる議決権行使について

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://daiko-sb.gcan.jp>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

2. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記1.のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 平成21年6月25日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪府中央区備後町二丁目2番1号 りそな本店ビル 地下2階講堂 |

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第8期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
 2. 第8期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役10名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

○議決権を複数回行使された場合の取扱い

- ①電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使としてお取扱いいたします。
- ②電磁的方法（インターネット等）と書面（議決権行使書）の両方で議決権を重複行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使を有効な議決権の行使としてお取扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票にかえさせていただきますので、同用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.resona-gr.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎決議結果につきましては、後日、当社ウェブサイト（<http://www.resona-gr.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎なお、本株主総会の模様については、後日、上記の当社ウェブサイトにおいて配信を予定しております。

《インターネットによる議決権行使のご案内》


◎インターネット（パソコンまたは携帯電話）により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. ご留意いただく事項

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の株主名簿管理人が開設する議決権行使ウェブサイト（<http://daiko-sb.gcan.jp>）をご利用いただくことによるのみ可能です。
（インターネットにより議決権を行使されます場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。）
- (2) インターネットにより議決権を行使された場合は、同封の議決権行使書をご郵送いただく必要はございません。
- (3) 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。
- (4) インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（平成21年6月24日）午後5時30分まで可能ですが、議決権行使結果の集計上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。

2. お手続の方法

- (1) 当社の株主名簿管理人が開設する次の議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
 - ・議決権行使ウェブサイト <http://daiko-sb.gcan.jp>
 - ・「QRコード」から議決権行使ウェブサイトへのアクセス方法

バーコード読取機能付き携帯電話で、左の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続してください。
なお、操作方法につきましては、各携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。）
- (2) 株主様確認のため、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力の上、画面の「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- (3) 同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」は仮のものであり、株主様以外の第三者による不正なアクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、株主様の任意の「新パスワード」に変更していただきます。
 - ※「新パスワード」は、本総会の議決権行使期間中、議決権行使ウェブサイトへ再度ログインする際に必要となります。再発行はいたしかねますので、失念にご注意ください。
- (4) 画面の案内に従って、議決権を行使してください。

3. システム環境について

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) パソコンによるインターネット接続の場合
 - ① インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Internet Explorer Ver.5.0以上、またはNetscape Communicator Ver.4.5以上を使用できること。
 - ② 招集通知の添付ファイルを参照するためのソフトウェアとして、Acrobat Reader Ver.5.0以上を使用できること。

(Internet Explorerはマイクロソフト社、Netscape Communicatorはネットスケープ社、Acrobat Readerはアドビシステムズ社の登録商標または商標です。)

- (3) 携帯電話によるインターネット接続の場合
 - ① SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
 - ② 以下のサービスのご利用が可能であること。
i モード、EZweb、Yahoo! ケータイ
(iモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo!Inc.の登録商標または商標です。)

4. お問い合わせ先（通話料無料）

◆インターネットによる議決権行使におけるパソコン操作等でご不明な場合のお問合せ先

株式会社だいこう証券ビジネス 証券代行部（ITヘルプデスク）
電話 ☎ 0120-911-860 （受付時間：24時間）

◆上記以外の株式に関する各種お問合せ先

株式会社だいこう証券ビジネス 証券代行事務センター
・株式事務に関するご照会 電話 ☎ 0120-255-100
・特別口座に関するご照会 電話 ☎ 0120-351-465
[受付時間 9:00～17:00（土、日、祝祭日、年末年始を除く）]

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 優先株式について、以下の変更を行うものとします。
 - ① 乙種優先株式および戊種優先株式の全株消却に伴い、当該株式についての記載を削除するとともに、発行可能株式総数を変更する等の所要の変更を行うものであります（現行定款第5条、第11条、第13条、第19条、附則第1条、第3条）。
 - ② 期間の経過等により不要となった記載を削除するものであります（現行定款第11条、附則第2条、第5条ないし第7条、第11条）。
 - ③ 丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の下限引換価額について、具体的に数値で記載するものであります（現行定款附則第2条、第4条ないし第7条）。
 - ④ 株主との合意による優先株式の取得に関する規定であることを明確にするため、会社法の規定に沿って条文を整理するものであります（現行定款第14条）。
- (2) 上場株式等を一齐に電子化する「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」とします）の施行に伴い、以下の変更を行うものとします。
 - ① 決済合理化法附則第6条第1項に基づくみなし定款変更により、廃止したものとみなされた規定を削除するものであります（現行定款第5条の2）。
 - ② 所定の変更の実施により不要となった規定を削除するものであります（現行定款附則第15条）。
- (3) 上記のほか、剰余金の配当の基準日に関する規定等について、以下の変更を行うものとします。
 - ① 剰余金の配当の基準日に関する規定を整理するための変更を行うものであります（現行定款第11条、第12条、第56条ないし第58条）。
 - ② 株主権行使の手続きが株式取扱規則に記載されることを明確化するため、当会社の株式に関する取扱いの例示として「株主権行使の手続き」を追加するものであります（現行定款第10条）。
 - ③ その他、上記の変更を行うことに伴い、条数の変更もしくは参照条数の変更等、所要の変更を行うものであります。
- (4) 上記(1)ないし(3)の変更は、本定款変更議案が成立することをもって効力を生ずるものとします。

※現行定款附則第15条の規定に基づき、旧定款の以下の文言およびただし書きについては、決済合理化法の施行日（平成21年1月5日）においてこれを削除しております。

- ① 第7条のうち「(実質株主を含む。以下同じ)」の文言
- ② 第9条第3項のうち「(実質株主名簿を含む。以下同じ)」の文言
- ③ 第10条のうち「株券の種類、」の文言
- ④ 第16条第1項ただし書き（株式分割を行わない旨を定めている優先株式について、平成21年1月4日付で実施した株式分割に限って株式分割を可能にするための規定）

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------|----------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|----------|--------|------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|--|------|----------------|------|--|--------|-------------|------|--|--------|------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|---|
| <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第5条 当社が発行することのできる株式の総数は、8,239,958,600株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">7,300,000,000株</td> </tr> <tr> <td>乙種優先株式</td> <td style="text-align: right;">27,220,200株</td> </tr> <tr> <td>丙種優先株式</td> <td style="text-align: right;">12,000,000株</td> </tr> <tr> <td>戊種優先株式</td> <td style="text-align: right;">957,600株</td> </tr> <tr> <td>己種優先株式</td> <td style="text-align: right;">8,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1種優先株式</td> <td style="text-align: right;">275,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2種優先株式</td> <td style="text-align: right;">281,780,800株</td> </tr> <tr> <td>第3種優先株式</td> <td style="text-align: right;">275,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4種優先株式</td> <td style="text-align: right;">10,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第5種優先株式</td> <td style="text-align: right;">10,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第6種優先株式</td> <td style="text-align: right;">10,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第7種優先株式</td> <td style="text-align: right;">10,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第8種優先株式</td> <td style="text-align: right;">10,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第9種優先株式</td> <td style="text-align: right;">10,000,000株</td> </tr> </table> <p>(株券の発行)</p> <p>第5条の2 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株主名簿および新株予約権原簿の記載または記録、その他株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> | 普通株式 | 7,300,000,000株 | 乙種優先株式 | 27,220,200株 | 丙種優先株式 | 12,000,000株 | 戊種優先株式 | 957,600株 | 己種優先株式 | 8,000,000株 | 第1種優先株式 | 275,000,000株 | 第2種優先株式 | 281,780,800株 | 第3種優先株式 | 275,000,000株 | 第4種優先株式 | 10,000,000株 | 第5種優先株式 | 10,000,000株 | 第6種優先株式 | 10,000,000株 | 第7種優先株式 | 10,000,000株 | 第8種優先株式 | 10,000,000株 | 第9種優先株式 | 10,000,000株 | <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第5条 当社が発行することのできる株式の総数は、8,211,780,800株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">7,300,000,000株</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>丙種優先株式</td> <td style="text-align: right;">12,000,000株</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>己種優先株式</td> <td style="text-align: right;">8,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1種優先株式</td> <td style="text-align: right;">275,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2種優先株式</td> <td style="text-align: right;">281,780,800株</td> </tr> <tr> <td>第3種優先株式</td> <td style="text-align: right;">275,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4種優先株式</td> <td style="text-align: right;">10,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第5種優先株式</td> <td style="text-align: right;">10,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第6種優先株式</td> <td style="text-align: right;">10,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第7種優先株式</td> <td style="text-align: right;">10,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第8種優先株式</td> <td style="text-align: right;">10,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第9種優先株式</td> <td style="text-align: right;">10,000,000株</td> </tr> </table> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株主権行使の手続き、株主名簿および新株予約権原簿の記載または記録、その他株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> | 普通株式 | 7,300,000,000株 | (削除) | | 丙種優先株式 | 12,000,000株 | (削除) | | 己種優先株式 | 8,000,000株 | 第1種優先株式 | 275,000,000株 | 第2種優先株式 | 281,780,800株 | 第3種優先株式 | 275,000,000株 | 第4種優先株式 | 10,000,000株 | 第5種優先株式 | 10,000,000株 | 第6種優先株式 | 10,000,000株 | 第7種優先株式 | 10,000,000株 | 第8種優先株式 | 10,000,000株 | 第9種優先株式 | 10,000,000株 | <p>乙種優先株式および戊種優先株式の全株消却に伴い、当該優先株式に関する記載を削除するとともに、発行可能株式総数を変更するものであります。</p> <p>決済合理化法附則第6条第1項により「みなし定款変更」を行ったことから、整理のため規定を削除するものであります。</p> <p>株式取扱規則に株主権行使の手続きについて規定することを明確化するため、株式に関する取扱いの例示として「株主権行使の手続き」を追加するものであります。</p> |
| 普通株式 | 7,300,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 乙種優先株式 | 27,220,200株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 丙種優先株式 | 12,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 戊種優先株式 | 957,600株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 己種優先株式 | 8,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1種優先株式 | 275,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2種優先株式 | 281,780,800株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3種優先株式 | 275,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4種優先株式 | 10,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第5種優先株式 | 10,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第6種優先株式 | 10,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第7種優先株式 | 10,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第8種優先株式 | 10,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第9種優先株式 | 10,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通株式 | 7,300,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (削除) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 丙種優先株式 | 12,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (削除) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 己種優先株式 | 8,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1種優先株式 | 275,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2種優先株式 | 281,780,800株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3種優先株式 | 275,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4種優先株式 | 10,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第5種優先株式 | 10,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第6種優先株式 | 10,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第7種優先株式 | 10,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第8種優先株式 | 10,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第9種優先株式 | 10,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|--|---|---|
| <p>第11条 当社は、第56条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第12条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。</p> <p>乙種優先株式 1株につき 63円60銭 丙種優先株式 1株につき 68円 戊種優先株式 1株につき 143円80銭 己種優先株式 1株につき 185円</p> <p>第1種優先株式 1株につき、その払込金相当額（2,000円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する）を支払う。</p> <p>第2種優先株式 1株につき、その払込金相当額（2,000円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する）を支払う。</p> <p>第3種優先株式 1株につき、その払込金相当額（2,000円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する）を支払う。</p> <p>配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計</p> | <p>第11条 当社は、第56条に定める剰余金の配当（第56条第1項に定める中間配当を除く）を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第12条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>丙種優先株式 1株につき 68円 (削除)</p> <p>己種優先株式 1株につき 185円</p> <p>第1種優先株式 1株につき、その払込金相当額（2,000円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する）を支払う。</p> <p>第2種優先株式 1株につき、その払込金相当額（2,000円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する）を支払う。</p> <p>第3種優先株式 1株につき、その払込金相当額（2,000円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する）を支払う。</p> <p>配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計</p> | <p>剰余金の配当の基準日に関する現行定款第56条および第57条の規定を整理することに伴い、所要の変更を行うものであります。</p> <p>乙種優先株式および戊種優先株式の全株消却に伴い、当該優先株式に関する記載を削除するものであります。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|--|---|---|
| <p>算される年率とする。 配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物) +0.50% 配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。 ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。 営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。 第4種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.970%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。 第5種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.675%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し918円75銭)とする。ただし、平成21年3月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、<u>払込金相当額25,000円に対し546円22銭</u>とする。 第6種優先株式 1株につき、その</p> | <p>算される年率とする。 配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物) +0.50% 配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。 ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。 営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。 第4種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.970%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。 第5種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.675%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し918円75銭)とする。(削除) 第6種優先株式 1株につき、その</p> | <p>平成21年3月31日終了の事業年度が経過済みであることから、ただし書きを削除するものであります。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|--|---|-------------------------------|
| <p>払込金額（1株につき35,000円を上限とする。以下第6種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>第7種優先株式 1株につき、その払込金額（1株につき35,000円を上限とする。以下第7種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>第8種優先株式 1株につき、その払込金額（1株につき35,000円を上限とする。以下第8種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>第9種優先株式 1株につき、その払込金相当額（35,000円）に、年0.93%の配当率を乗じて算出した額（払込金相当額35,000円に対し325円50銭）とする。ただし、平成21年3月31日終了の事業年度中に支払う優</p> | <p>払込金額（1株につき35,000円を上限とする。以下第6種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>第7種優先株式 1株につき、その払込金額（1株につき35,000円を上限とする。以下第7種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>第8種優先株式 1株につき、その払込金額（1株につき35,000円を上限とする。以下第8種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>第9種優先株式 1株につき、その払込金相当額（35,000円）に、年0.93%の配当率を乗じて算出した額（払込金相当額35,000円に対し325円50銭）とする。（削除）</p> | <p>平成21年3月31日終了の事業年度が経過済み</p> |

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|---|---|---|
| <p>先配当金の額は、払込金相当額 35,000円に対し267円69銭とする。</p> <p>② (条文省略) ③ (条文省略)</p> <p>(優先中間配当金) 第12条 当社は、第57条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、中間配当金(本定款において、優先中間配当金という)を支払う。</p> <p>(残余財産の分配) 第13条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>乙種優先株式 1株につき 6,000円 丙種優先株式 1株につき 5,000円 戊種優先株式 1株につき 12,500円 己種優先株式 1株につき 12,500円 第1種優先株式 1株につき 2,000円 第2種優先株式 1株につき 2,000円 第3種優先株式 1株につき 2,000円 第4種優先株式 1株につき 25,000円 第5種優先株式 1株につき 25,000円 第6種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。 第7種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。 第8種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役</p> | <p>② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p> <p>(優先中間配当金) 第12条 当社は、第56条第1項に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、中間配当金(本定款において、優先中間配当金という)を支払う。</p> <p>(残余財産の分配) 第13条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>(削除) 丙種優先株式 1株につき 5,000円 (削除) 己種優先株式 1株につき 12,500円 第1種優先株式 1株につき 2,000円 第2種優先株式 1株につき 2,000円 第3種優先株式 1株につき 2,000円 第4種優先株式 1株につき 25,000円 第5種優先株式 1株につき 25,000円 第6種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。 第7種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。 第8種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役</p> | <p>であることから、ただし書きを削除するものであります。</p> <p>剰余金の配当の基準日に関する現行定款第56条および第57条の規定を整理することに伴い、所要の変更を行うものであります。</p> <p>乙種優先株式および戊種優先株式の全株消却に伴い、当該優先株式に関する記載を削除するものであります。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|---|--|----------------------------------|
| <p>会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</p> <p>第9種優先株式 1株につき 35,000円</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(優先株式の取得および消却)</p> <p>第14条 <u>当社は、いつでも優先株式を取得し、これを消却することができる。</u></p> <p>② <u>前項に基づく優先株式の取得および消却は、各種の優先株式のうち、いずれか一または複数の種類につき行うことができる。</u></p> <p>③ <u>優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。</u></p> <p>(優先株式の取得条項)</p> <p>第19条 取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなかった優先株式(第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第7種優先株式、第8種優先株式および第9種優先株式を除く。以下本条において同じ)は、同期間の末日の翌日(以下一斉取得日という)をもって当社がこれを取得し、当社はこれと引換えに、優先株式1株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の当社の普通株式を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、</p> | <p>会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</p> <p>第9種優先株式 1株につき 35,000円</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(株主との合意による優先株式の取得)</p> <p>第14条 (削除)</p> <p>② (削除)</p> <p>(項数のみ削除)</p> <p>(優先株式の取得条項)</p> <p>第19条 取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなかった優先株式(第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第7種優先株式、第8種優先株式および第9種優先株式を除く。以下本条において同じ)は、同期間の末日の翌日(以下一斉取得日という)をもって当社がこれを取得し、当社はこれと引換えに、優先株式1株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の当社の普通株式を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、</p> | <p>会社法の規定に沿って条文を整理するものがあります。</p> |

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|--|--|---|
| <p>優先株式1株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <p>乙種優先株式 1株につき 1,000円 丙種優先株式 1株につき 1,667円 戊種優先株式 1株につき 3,598円 己種優先株式 1株につき 3,598円</p> <p>② 優先株式については、前項の払込金相当額は、それぞれ次に定める金額とする。</p> <p>乙種優先株式 1株につき 6,000円 丙種優先株式 1株につき 5,000円 戊種優先株式 1株につき 12,500円 己種優先株式 1株につき 12,500円</p> <p>③ (条文省略)</p> | <p>優先株式1株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <p>(削除)</p> <p>丙種優先株式 1株につき 1,667円 (削除)</p> <p>己種優先株式 1株につき 3,598円</p> <p>② 優先株式については、前項の払込金相当額は、それぞれ次に定める金額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>丙種優先株式 1株につき 5,000円 (削除)</p> <p>己種優先株式 1株につき 12,500円</p> <p>③ (現行どおり)</p> | <p>乙種優先株式および戊種優先株式の全株消却に伴い、当該優先株式に関する記載を削除するものであります。</p> <p>乙種優先株式および戊種優先株式の全株消却に伴い、当該優先株式に関する記載を削除するものであります。</p> |
| 第9章 計 算 | 第9章 計 算 | |
| (剰余金の配当に関する基準日) | (剰余金の配当の基準日) | |
| <p>第56条 剰余金の配当(第57条に定める中間配当を除く)は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行う。ただし、取締役会の決議により、これ以外の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当をすることを妨げない。</p> | <p>第56条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日および毎年9月30日とする(本定款において、毎年9月30日を基準日として行う剰余金の配当を中間配当という)。</p> <p>② 当会社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> | <p>現行定款第56条および第57条の規定を統合して剰余金の配当の基準日に関する規定を整理するものであります。</p> |
| (中間配当) | (削除) | |
| <p>第57条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> | | <p>剰余金の配当の基準日に関する規定を第56条に統合することから、不要となる規定を削除するものであります。</p> |
| (配当金の除斥期間) | (配当金の除斥期間) | |
| <p>第58条 剰余金の配当(中間配当を含む)にかかる配当金が支払開始の日から5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> | <p>第57条 剰余金の配当にかかる配当金が支払開始の日から5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> | <p>現行定款第57条の削除に伴い、条数の繰上げを行うものであります。</p> <p>剰余金の配当の基準日に関する規定を整理することに伴い、括弧書</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|---|--|---|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(乙種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第1条 乙種第一回優先株式(本条において以下本優先株式という)について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主(本条において以下本優先株主という)は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換比率 本優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換比率は、次のとおりとする。</p> <p>引換比率 = 平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な乙種第一回優先株式の引換比率</p> <p>ロ. 引換比率の修正 引換比率は、平成20年7月1日以降は修正しない。</p> <p>ハ. 引換比率の調整 (1) 次の各号のいずれかに該当する</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(削除)</p> | <p>きを削除するものであります。</p> <p>乙種優先株式の全株消却に伴い、乙種優先株式の取得請求権の内容についての規定を削除するものであります。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|--|-------|-----------|
| <p>場合には、前記イ. の引換比率を下記算式（以下引換比率調整式という）により調整する。ただし、引換比率調整式により計算される引換比率（以下調整後引換比率という）が3.429（以下上限引換比率という）を超える場合は、調整後引換比率は、かかる上限引換比率とする。調整後引換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>調整後引換比率=調整前引換比率×</p> $\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$ <p>① 引換比率調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換比率は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換比率は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 引換比率調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合 調整後引換比率は、その株式または新株予約権の発行日に、また株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権</p> | | |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|---|-------|-----------|
| <p>が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換比率調整式に使用する時価を下回る場合 調整後引換比率は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換比率の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する比率に変更される。</p> <p>(3) 引換比率調整式に使用する時価は、調整後引換比率を適用する日</p> | | |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|--|-------|-----------|
| <p>に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。上記45取引日の間に当該引換比率の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換比率は、本項ハ、に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換比率調整式に使用する調整前引換比率は、調整後引換比率を適用する前日において有効な引換比率とし、また、引換比率調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換比率を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く)とする。</p> <p>(5) 引換比率調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額</p> | | |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|---|---|---|
| <p>④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換比率調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p>ニ. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式数}}{\text{本優先株式数}} \times \text{引換比率}$ <p>(丙種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第2条 丙種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 (条文省略)</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換価額 (条文省略)</p> <p>ロ. 引換価額の修正 引換価額は、平成27年1月1日まで毎年1月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が平成20年5月16日開催の取締役会におい</p> | <p>(丙種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第1条 丙種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 (現行どおり)</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換価額 (現行どおり)</p> <p>ロ. 引換価額の修正 引換価額は、平成27年1月1日まで毎年1月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が1,667円（以下下限引換価額という）</p> | <p>条文の削除に伴い、条数の繰上げを行うものであります。</p> <p>丙種優先株式の下限引換価額を具体的に数値</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|--|--|--|
| <p>て決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な丙種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ、に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ、に準じて調整される。</p> <p>ハ、引換価額の調整</p> <p>(1) ～ (5) (条文省略)</p> <p>(6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が10円未満にとどまる時は、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>なお、かかる差額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を10倍して使用するものとし、かかる差額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発</p> | <p>を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ、に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ、に準じて調整される。</p> <p>ハ、引換価額の調整</p> <p>(1) ～ (5) (現行どおり)</p> <p>(6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が10円未満にとどまる時は、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>なお、かかる差額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を10倍して使用するものとする。</p> | <p>で記載するものであります。</p> <p>平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|--|--|--|
| <p>生日以降平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の分割の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を1/100倍して使用するものとする。</p> <p>ニ、本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 (条文省略)</p> <p>(戊種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第3条 戊種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換価額 本優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。</p> <p>引換価額 = 平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な戊種第一回優先株式の</p> | <p>ニ、本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> | <p>効力発生日以降平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までの期間中に、丙種優先株式の引換価額の調整を必要とする事由が発生しなかったことから、不要となった記載を削除するものであります。</p> <p>戊種優先株式の全株消却に伴い、戊種優先株式の取得請求権の内容についての規定を削除するものであります。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|---|-------|-----------|
| <p style="text-align: center;">引換価額を100で除して 得た額</p> <p>ロ. 引換価額の修正</p> <p>引換価額は、平成21年7月1日まで毎年7月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な戊種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額（ただし、下記ハ.により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ. またはロ. の引換価額（下限引換価額を含む）を次に定める算式（以下引換価額調整式という）により調整する。ただし、引換価額調整式により計算される引換価額（以下調整後引換価額という）が1,000円を下回る場合には、1,000円をもって調整後引換価額とする。引換価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> | | |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|--|-------|-----------|
| <p>調整後引換価額 = 調整前引換価額 ×</p> $\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合 調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含</p> | | |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|--|-------|-----------|
| <p>む)であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額(下限引換価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日(ただし、前記(1)③号の場合には当該株式または新株予約権の発行日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記45取引日の</p> | | |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|---|-------|-----------|
| <p>間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ、に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額</p> <p>④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p>ニ、本優先株式の取得と引換えに交付</p> | | |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|--|--|--|
| <p>すべき普通株式数 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\frac{\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の払込金相当額 (1株あたり12,500円)の総額}}{\text{引換価額}}$ <p>(己種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第4条 己種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 (条文省略)</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換価額 (条文省略)</p> <p>ロ. 引換価額の修正 引換価額は、平成26年7月1日まで毎年7月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な己種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額（ただし、下記ハ.により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> | <p>(己種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第2条 己種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 (現行どおり)</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換価額 (現行どおり)</p> <p>ロ. 引換価額の修正 引換価額は、平成26年7月1日まで毎年7月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が3,597円（ただし、下記ハ.により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の</p> | <p>条文の削除に伴い、条数の繰上げを行うものであります。</p> <p>己種優先株式の下限引換価額を具体的に数値で記載するものであります。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|--|--|-----------------------------------|
| <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ. に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整 (条文省略)</p> <p>ニ. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 (条文省略)</p> <p>(第1種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第5条 第1種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 (条文省略)</p> <p>2. 取得請求権の内容</p> <p>本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換価額 (条文省略)</p> <p>ロ. 引換価額の修正</p> <p>引換価額は、毎年8月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換</p> | <p>毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ. に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整 (現行どおり)</p> <p>ニ. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 (現行どおり)</p> <p>(第1種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第3条 第1種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 (現行どおり)</p> <p>2. 取得請求権の内容</p> <p>本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換価額 (現行どおり)</p> <p>ロ. 引換価額の修正</p> <p>引換価額は、毎年8月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換</p> | <p>条文の削除に伴い、条数の繰上げを行うものであります。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|---|---|---|
| <p>価額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第1種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額（ただし、下記ハ.により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整</p> <p>(1) ～ (5) (条文省略)</p> <p>(6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が10円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>なお、かかる差額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を10倍して使用するものとし、かかる差</p> | <p>価額が280円（ただし、下記ハ.により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整</p> <p>(1) ～ (5) (現行どおり)</p> <p>(6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が10円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(削除)</p> | <p>第1種優先株式の下限引換価額を具体的に数値で記載するものであります。</p> <p>平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までの期間中に、第1種優先株式の引換価額の調整を必要とする事由が発生しなかったことから、不要となった記載</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|---|--|--|
| <p>額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日以降平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の分割の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を1/100倍して使用するものとする。</p> <p>ニ. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 (条文省略)</p> <p>(第2種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第6条 第2種第一回優先株式(本条において以下本優先株式という)について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 (条文省略)</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主(本条において以下本優先株主という)は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換価額 (条文省略)</p> <p>ロ. 引換価額の修正 引換価額は、毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第2種第一回優先株式の下限引換価</p> | <p>ニ. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 (現行どおり)</p> <p>(第2種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第4条 第2種第一回優先株式(本条において以下本優先株式という)について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 (現行どおり)</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主(本条において以下本優先株主という)は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換価額 (現行どおり)</p> <p>ロ. 引換価額の修正 引換価額は、毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が200円(ただし、下記ハ.により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> | <p>を削除するものであります。</p> <p>条文の削除に伴い、条数の繰上げを行うものであります。</p> <p>第2種優先株式の下限引換価額を具体的に数値で記載するものであります。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|---|---|--|
| <p>額を100で除して得た額（ただし、<u>下記ハ、</u>により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ、に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ、に準じて調整される。</p> <p>ハ、引換価額の調整</p> <p>(1) ～ (5)（条文省略）</p> <p>(6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が10円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p><u>なお、かかる差額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を10倍して使用するものとし、かかる差額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日以降平成20年5月16日開催の</u></p> | <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ、に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ、に準じて調整される。</p> <p>ハ、引換価額の調整</p> <p>(1) ～ (5)（現行どおり）</p> <p>(6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が10円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(削除)</p> | <p>平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までの期間中に、第2種優先株式の引換価額の調整を必要とする事由が発生しなかったことから、不要となった記載を削除するものであります。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|---|--|---|
| <p>取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の分割の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を1/100倍して使用するものとする。</p> <p>ニ. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 (条文省略)</p> <p>(第3種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第7条 第3種第一回優先株式(本条において以下本優先株式という)について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 (条文省略)</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主(本条において以下本優先株主という)は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 当初引換価額 当初引換価額は、平成22年7月1日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第3種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額(ただし、下記ハ.により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の</p> | <p>ニ. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 (現行どおり)</p> <p>(第3種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第5条 第3種第一回優先株式(本条において以下本優先株式という)について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 (現行どおり)</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主(本条において以下本優先株主という)は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 当初引換価額 当初引換価額は、平成22年7月1日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が170円(ただし、下記ハ.により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値</p> | <p>条文の削除に伴い、条数の繰上げを行うものであります。</p> <p>第3種優先株式の下限引換価額を具体的に数値で記載するものではありません。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|--|---|--|
| <p>株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に後記ハ．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ．に準じて調整される。</p> <p>ロ．引換価額の修正 (条文省略)</p> <p>ハ．引換価額の調整 (1)～(5) (条文省略)</p> <p>(6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が10円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p><u>なお、かかる差額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を10倍して使用するものとし、かかる差額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日以降平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の分割の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を</u></p> | <p>の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に後記ハ．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ．に準じて調整される。</p> <p>ロ．引換価額の修正 (現行どおり)</p> <p>ハ．引換価額の調整 (1)～(5) (現行どおり)</p> <p>(6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が10円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(削除)</p> | <p>平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までの期間中に、第3種優先株式の引換価額の調整を必要とする事由が発生しなかったことから、不要となった記載を削除するものであります。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|---|--|--|
| <p>1/100倍して使用するものとする。</p> <p>ニ、本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 (条文省略)</p> <p>(第9種優先株式の取得請求権の内容) 第8条 (条文省略)</p> <p>(第9種優先株式の取得条項の内容) 第9条 (条文省略)</p> <p>(第9種優先株式の取得請求権および取得条項についての読み替え等) 第10条 第9種優先株式(本条において以下本優先株式という)の取得請求権および取得条項の内容について、次の通り読み替え等を行なう。 1～5 (条文省略)</p> <p>6. 本優先株式の引換価額および強制引換価額(本条および次条において、あわせて以下単に引換価額という)の調整において、「資産分配調整式による引換価額の調整は、資産分配調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が当該調整前引換価額の1%未満にとどまるときは、これを行わない。ただし、その後資産分配調整式による引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、資産分配調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。」とあるのは、「資産分配調整式による引換価額の調整は、資産分配調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が当該調整前引換価額の1%未満にとどまるときは、これを行わない。ただし、その後資産分配調整式による引換価額</p> | <p>ニ、本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 (現行どおり)</p> <p>(第9種優先株式の取得請求権の内容) 第6条 (現行どおり)</p> <p>(第9種優先株式の取得条項の内容) 第7条 (現行どおり)</p> <p>(第9種優先株式の取得請求権および取得条項についての読み替え等) 第8条 第9種優先株式(本条において以下本優先株式という)の取得請求権および取得条項の内容について、次の通り読み替え等を行なう。 1～5 (現行どおり)</p> <p>6. 本優先株式の引換価額および強制引換価額(本条において、あわせて以下単に引換価額という)の調整において、「資産分配調整式による引換価額の調整は、資産分配調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が当該調整前引換価額の1%未満にとどまるときは、これを行わない。ただし、その後資産分配調整式による引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、資産分配調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。」とあるのは、「資産分配調整式による引換価額の調整は、資産分配調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が当該調整前引換価額の1%未満にとどまるときは、これを行わない。ただし、その後資産分配調整式による引換価額の調整</p> | <p>条文の削除に伴い、条数の繰上げを行うものであります。</p> <p>条文の削除に伴い、条数の繰上げを行うものであります。</p> <p>条文の削除に伴い、条数の繰上げを行うものであります。</p> <p>現行定款附則第11条の削除に伴い、必要な変更を行うものであります。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|---|---|---------------------------------------|
| <p>の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、資産分配調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。なお、かかる差額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の分割の効力発生日以降に資産分配調整式による引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を1/100倍して使用するものとする。」と読み替えるものとする。</p> <p>7. (条文省略)</p> <p>(株式の分割に伴う経過措置)</p> <p><u>第11条 優先配当金に関する規定の変更</u> は、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までの日を基準日として行なわれた優先配当金支払の効力に影響するものではない。</p> <p>② <u>優先株式について、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までの日を基準日として優先中間配当金を支払ったときは、当該基準日の属する事業年度の直後の事業年度中に支払う優先配当金の額の計算においては、当該優先中間配当金の額に代えて、当該優先中間配当金の額を100で除して得た額を控除するものとする。</u></p> <p>③ <u>第19条、附則第1条ないし第7条および第9種優先株式の引換価額の調整における当会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値の計算において、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までの日における当会社の普通株式の普通取引の終値を使用するときは、当該終値に代えて、</u></p> | <p>を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、資産分配調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。なお、かかる差額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の分割の効力発生日以降に資産分配調整式による引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を1/100倍して使用するものとする。」と読み替えるものとする。</p> <p>7. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> | <p>期間の経過等により不要となった規定を削除するものであります。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|--|-------|-----------|
| <p>当該終値を100で除して得た額を使用するものとする。</p> <p>④ 附則第1条ないし第7条および第9種優先株式の引換価額の調整における引換比率調整式または引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数が、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までの日における既発行の普通株式数であるときは、当該普通株式数に代えて、当該普通株式数に100を乗じて得た数を使用するものとする。</p> <p>⑤ 平成24年6月4日までの期間における第9種優先株式の取得請求権の行使の条件の適用において、第9種優先株主がその有する第9種優先株式の取得請求権を行使しようとする四半期の直前の四半期中（当該直前の四半期の最終の取引日までの期間に限る）に平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日が到来した場合には、当該効力発生日の前日までの日については、当会社の普通株式の普通取引の終値に代えて、当該終値を100で除して得た額を使用するものとする。</p> <p>⑥ 資産分配調整式による第9種優先株式の引換価額の調整において、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までの日を基準日とする剰余金の配当額を使用するときは、当該金額に代えて、当該金額を100で除して得た額を使用するものとする。</p> <p>⑦ 第6種優先株式、第7種優先株式または第8種優先株式が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに発行され、当該優先株式につき当該株式の分割の効力発生日と同一の日を効力発生日として1株を</p> | | |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 | 変 更 の 理 由 |
|---|--|--|
| <p>100株とする株式の分割が行われる場合には、本条の効力発生日以降、当該優先株式の払込金額を100で除して得た額をもって当該優先株式の払込金額として扱うものとし、当該優先株式1株当たりの優先配当金額、残余財産分配額および取得条項による取得の対価はこれに応じて1/100倍するものとする。</p> <p>(株券喪失登録簿の作成等) 第12条 (条文省略)</p> <p>(株券喪失登録簿の記載または記録) 第13条 (条文省略)</p> <p>(株券喪失登録簿に関する規定の整理) 第14条 附則第12条ないし本条は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「<u>決済合理化法</u>」)の施行日の翌日から起算して1年を経過した日にこれを削除するものとする。</p> <p>(決済合理化法の施行に伴う規定の整理) 第15条 第7条のうち「(実質株主を含む。以下同じ)」の文言、第9条第3項のうち「(実質株主名簿を含む。以下同じ)」の文言、第10条のうち「<u>株券の種類、</u>」の文言および第16条第1項のただし書きは、<u>決済合理化法の施行によりこれを削除するものとする。</u></p> | <p>(株券喪失登録簿の作成等) 第9条 (現行どおり)</p> <p>(株券喪失登録簿の記載または記録) 第10条 (現行どおり)</p> <p>(株券喪失登録簿に関する規定の整理) 第11条 附則第9条ないし本条は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行日の翌日から起算して1年を経過した日にこれを削除するものとする。</p> <p>(削除)</p> | <p>条文の削除に伴い、条数の繰上げを行うものであります。</p> <p>条文の削除に伴い、条数の繰上げを行うものであります。</p> <p>条数および文中の参照条数を変更するとともに、現行定款附則第15条の削除により不要となる定義を削除するものであります。</p> <p>決済合理化法の施行に伴い、所定の削除を行うって不要となったことから削除するものであります。</p> |

第2号議案 取締役10名選任の件

現在の取締役10名は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役10名の選任をお願い致したいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。なお、社外取締役候補者につきましては、指名委員会より同委員会で定めた「社外取締役候補者選任基準」に照らし、社外取締役候補者として必要な要件を満たしている旨の報告を受けております。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況) | 所有する当社株式の種類および数 |
|-------|------------------------------------|---|-----------------|
| 1 | ほそ や えい じ 細谷英二 (昭和20年2月24日生) | 昭和43年4月 日本国有鉄道 入社 昭和62年4月 東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 投資計画部長 平成2年6月 同 総合企画本部経営管理部長 平成5年6月 同 取締役 平成8年6月 同 常務取締役 平成12年6月 同 代表取締役副社長 事業創造本部長 平成15年6月 りそな銀行 取締役兼代表執行役会長 指名委員会委員 報酬委員会委員 平成15年6月 りそなホールディングス 取締役兼代表執行役会長 指名委員会委員 報酬委員会委員 (現任) 平成17年6月 りそな銀行 代表取締役会長 平成21年6月 同 取締役会長 (現任) | 普通株式 3,700株 |
| 2 | ひ がき せい じ 檜垣誠司 (昭和26年5月25日生) | 昭和50年4月 大和銀行 入行 平成15年6月 りそな銀行 執行役 東京融資第二部長 平成17年6月 りそなホールディングス 執行役 内部監査部長 平成18年6月 同 取締役 監査委員会委員 平成19年6月 同 取締役兼代表執行役社長 平成20年4月 同 取締役兼代表執行役社長 金融マーケティング研究所担当 平成21年4月 りそな銀行 代表取締役兼執行役員 信託部門担当統括 (現任) 平成21年6月 りそなホールディングス 取締役兼代表執行役社長 金融マーケティング研究所担当 兼競争力向上委員会事務局担当 (現任) 〔他の法人等の代表状況〕 株式会社りそな銀行 代表取締役兼執行役員 | 普通株式 3,559株 |
| 3 | ひがし かず ひろ 東和浩 (昭和32年4月25日生) | 昭和57年4月 埼玉銀行 入行 平成15年10月 りそなホールディングス 執行役 財務部長 平成15年10月 りそな銀行 執行役 企画部 (財務) 担当 平成16年10月 りそなホールディングス 執行役 財務部長 兼購買戦略部担当 平成17年4月 りそな銀行 執行役 企画部長 平成17年6月 りそな信託銀行 取締役 平成17年6月 りそなホールディングス 執行役 財務部長 平成19年4月 同 執行役 財務部担当 平成19年6月 りそな銀行 常務執行役員 経営管理室担当 平成21年6月 りそなホールディングス 執行役副社長 グループ戦略部担当 兼コーポレートガバナンス事務局担当 (現任) 平成21年6月 りそな銀行 執行役員 コーポレートガバナンス事務局担当 (現任) | 普通株式 4,100株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況) | 所有する当社株式の種類および数 |
|-------|------------------------------------|--|-----------------|
| 4 | 磯野 薫 (昭和31年2月21日生) | 昭和53年4月 株式会社日本長期信用銀行 入行 平成12年10月 株式会社新生銀行 市場リスク管理部長 平成16年2月 りそなホールディングス リスク統括部長 兼りそな銀行 リスク統括部長 平成16年4月 りそなホールディングス 執行役 リスク統括部担当 兼コンプライアンス統括部担当 平成16年4月 りそな銀行 執行役 リスク統括部担当 兼コンプライアンス統括部担当 平成16年6月 奈良銀行 取締役 平成18年6月 りそなホールディングス 執行役 リスク統括部担当 兼コンプライアンス統括部担当 兼信用リスク統括部担当 平成19年6月 近畿大阪銀行 取締役 平成21年6月 りそなホールディングス 執行役 (現任) | 普通株式 800株 |
| 5 | 渡邊 正太郎 (昭和11年1月2日生) (社外取締役) | 昭和35年4月 花王石鹼株式会社 (現花王株式会社) 入社 昭和46年10月 同 管理部長 昭和49年5月 同 取締役 昭和53年6月 同 常務取締役 昭和56年11月 同 専務取締役 昭和57年6月 同 代表取締役専務 昭和63年6月 同 代表取締役副社長 平成12年6月 同 経営諮問委員会 特別顧問 平成14年4月 社団法人経済同友会 副代表幹事・専務理事 平成15年6月 りそな銀行 取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員 平成15年6月 りそなホールディングス 取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員 平成17年6月 りそな銀行 取締役 (現任) 平成17年6月 りそなホールディングス 取締役 指名委員会委員 (現任) | 普通株式 3,000株 |
| 6 | 小島 邦夫 (昭和12年12月15日生) (社外取締役) | 昭和35年4月 日本銀行 入行 平成1年5月 同 営業局長 平成2年5月 同 企画局長 平成4年2月 同 理事 平成8年8月 株式会社日本興業銀行 顧問 平成10年6月 日本証券金融株式会社 取締役社長 平成16年6月 同 取締役会長 平成17年6月 りそなホールディングス 取締役 報酬委員会委員長 (現任) 平成18年4月 社団法人経済同友会 副代表幹事・専務理事 平成18年6月 日本証券金融株式会社 取締役相談役 平成20年2月 同 顧問 (現任) 平成21年4月 社団法人経済同友会 専務理事 (現任) | 普通株式 1,000株 |
| 7 | 飯田 英男 (昭和13年11月15日生) (社外取締役) | 昭和41年4月 札幌地方検察庁検事 平成6年4月 和歌山地方検察庁検事正 平成8年7月 神戸地方検察庁検事正 平成9年12月 大阪地方検察庁検事正 平成11年6月 札幌高等検察庁検事長 平成13年5月 福岡高等検察庁検事長 平成13年12月 弁護士登録 (東京弁護士会入会) 平成14年1月 奥野総合法律事務所 入所 (現任) 平成15年4月 関東学院大学法学部 教授 平成18年6月 りそなホールディングス 取締役 監査委員会委員 (現任) | 普通株式 800株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況) | 所有する当社株式の種類および数 |
|-------|--|--|-----------------|
| 8 | おくだ つとむ 奥田 務 (昭和14年10月14日生) (社外取締役) | 昭和39年4月 株式会社大丸 入社 昭和62年4月 同 本社営業企画室営業企画部長 平成2年2月 同 百貨店事業本部大丸オーストラリア計画室長 平成3年9月 株式会社大丸オーストラリア 代表取締役 平成7年5月 株式会社大丸 取締役 本社営業戦略室長事務管掌 平成8年5月 同 常務取締役 平成9年3月 同 取締役社長 平成15年5月 同 取締役会長兼最高経営責任者 平成18年6月 りそなホールディングス 取締役 報酬委員会委員 (現任) 平成19年9月 J.フロントリテイリング株式会社 代表取締役社長 兼最高経営責任者 百貨店事業政策部長 兼株式会社大丸代表取締役会長 (現任) 〔他の法人等の代表状況〕 J.フロントリテイリング株式会社 代表取締役社長 兼最高経営責任者 株式会社大丸 代表取締役会長 | 0株 |
| 9 | かわもと ゆうこ 川本 裕子 (昭和33年5月31日生) (社外取締役) | 昭和57年4月 株式会社東京銀行 入行 昭和63年6月 オックスフォード大学大学院経済学修士修了 昭和63年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー東京支社 入社 平成7年9月 同 パリ支社マネージャー 平成11年9月 同 東京支社エキスパート 平成13年6月 同 東京支社シニアエキスパート 平成16年4月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科 教授 (現任) 平成18年6月 りそなホールディングス 取締役 監査委員会委員 (現任) | 普通株式 600株 |
| 10 | なが い しゅう さい 永井 秀哉 (昭和21年5月29日生) (社外取締役) | 昭和45年4月 株式会社日本興業銀行 入行 平成5年3月 同 アトランタ支店長 平成8年6月 同 ロスアンゼルス支店長 平成11年6月 同 常任監査役 平成12年9月 株式会社みずほホールディングス 常勤監査役 平成14年3月 同 常務執行役員 チーフコンプライアンスオフィサー 平成15年6月 日本曹達株式会社 常勤監査役 平成17年6月 りそな銀行 取締役 平成18年6月 埼玉りそな銀行 取締役 (現任) 平成18年6月 りそなホールディングス 取締役 指名委員会委員長 (現任) | 普通株式 1,200株 |

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間の特別な利害関係について
各取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者選任の考え方について
当社は、平成15年6月のりそな銀行への公的資金注入を踏まえ、邦銀グループ初の委員会設置会社へ移行したうえで、経営の更なる透明性と客観性を確保すべく、法令上必要とされる指名・監査・報酬の各委員会のみならず、取締役会においても社外取締役が過半数となるよう取締役候補者を選任しております。本議案をご承認いただいた後も、引き続き、社外取締役が取締役会において過半数を占める体制を堅持しており、当社の経営の透明性と客観性は十分確保されております。また、当社は指名委員会において、同委員会が定めた社外取締役候補者選任基準に則り、適格性、独立性を十分に検証のうえ、持続的な企業価値の創造に資するに値するという観点から、経営の監督に相応しい人材を選任しております。
- 社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
- (1) 渡邊正太郎氏については、製造業出身者および長年に亘る経営者としての経験に基づき、取締役会等において、特に、管理会計や顧客サービスの観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
- (2) 小島邦夫氏については、金融分野の専門家および経営者としての経験に基づき、取締役会等において、特に、金融

市場や経営改革の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

- (3) 飯田英男氏については、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、法律の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会等において、特に、法制面や法令等遵守の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
- (4) 奥田務氏については、小売業の経営者としての発想や経験に基づき、取締役会等において、特に、業務運営改革や営業戦略の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、引き続き、同氏の発想や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

*奥田務氏の社外取締役としての独立性について

奥田務氏は、J. フロントリテイリング株式会社の代表取締役社長兼最高経営責任者および株式会社大丸の代表取締役会長であり、当社の完全子会社であるりそな銀行は、両社およびグループ会社（以下、同社グループ）との間に融資取引があります。しかしながら、以下の理由により、同氏の社外取締役としての独立性について、懸念はないものと判断致します。

- ① りそな銀行における同社グループとの融資取引の条件は、通常の商取引に基づくものであること。
- ② 同社グループにおけるりそな銀行からの借入規模は、同社グループの事業規模および借入規模に比べると僅少であること。
- ③ 同社グループのりそな銀行以外からの借入は、同社グループの信用力に鑑みて十分可能であること。
- ④ りそな銀行の総融資残高に占める同社グループに対する融資残高は、極めて僅少であること。

- (5) 川本裕子氏については、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会等において、特に、経営風土改革や金融戦略の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
- (6) 永井秀哉氏については、金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会等において、特に、統合リスク管理や収益管理の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

なお、渡邊正太郎氏、小島邦夫氏、飯田英男氏、奥田務氏、川本裕子氏および永井秀哉氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者の要件を満たしております。

3. 社外取締役候補者が役員に就任している他の株式会社の法令違反等の事実について

- (1) 社外取締役候補者である小島邦夫氏が顧問を務める日本証券金融株式会社は、当該会社の業務の運営の状況に関し、公益または投資者保護の観点から改善に必要な措置を取るべき状況が認められたため、コンプライアンス態勢および内部管理態勢の充実・強化を図る必要があるとして、平成19年12月14日に、金融庁から業務改善命令を受けました。

本件は組織的なものではなく、また同氏は関与していないことから、同氏の社外取締役としての適格性において懸念はないものと判断致します。

- (2) 社外取締役候補者である飯田英男氏が社外監査役を務める株式会社エコスは、当該会社の納入業者との取引において、不当な値引き、納入業者の従業員等の不正使用等があったとして、平成20年6月23日に、公正取引委員会から排除措置命令を受けました。

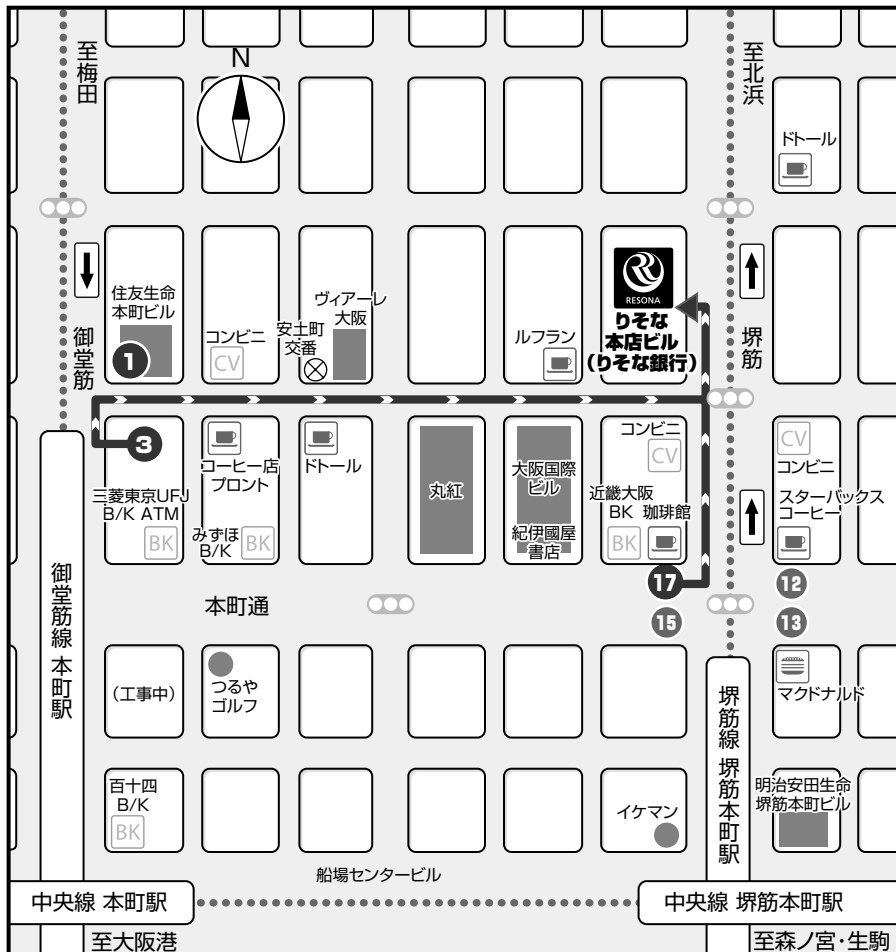
本件には同氏は関与しておらず、また上記命令受領後においては、監査役会等で再発防止策が十分機能しているかを確認するなど適正に職務を遂行しております。以上から、同氏の社外取締役としての適格性において懸念はないものと判断致します。

4. 当社は、会社法第423条第1項に関する責任につき、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を社外取締役との間で締結しております。

以 上

[株主総会会場ご案内略図]

会場 大阪市中央区備後町二丁目2番1号
 りそな本店ビル 地下2階講堂
 電話 大阪 (06) 6268-7400



- 入口 「りそな本店ビル(りそな銀行)」1階
堺筋側入口よりお入りください。
- 最寄りの駅 地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅(出口17)
地下鉄御堂筋線 本町駅(出口1、3)

お願い：駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場は
 ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。